医療費の負担

① 64歳までの一般被保険者分の医療費は、50%が国・県、50%が保険税や一般会計からの繰入金で負担します。
② 退職被保険者等分の医療費は、保険税（退職被保険者等分）と社会保険診療報酬支払基金からの交付金で負担します。（国保負担なし）
③ 65歳から74歳までの医療費は、全保険者（社会保険、共済保険、国民健康保険など）で負担の調整をし、残りの額の50%が国・県の負担になります。
（65～74歳の人の加入率によって、全保険者の平均加入率との差を前期高齢者交付金で調整）
④ 75歳以上の人は、すべて後期高齢者医療制度に加入します。（国保ではなくなる。）

国保が支払う医療費（太枠内）

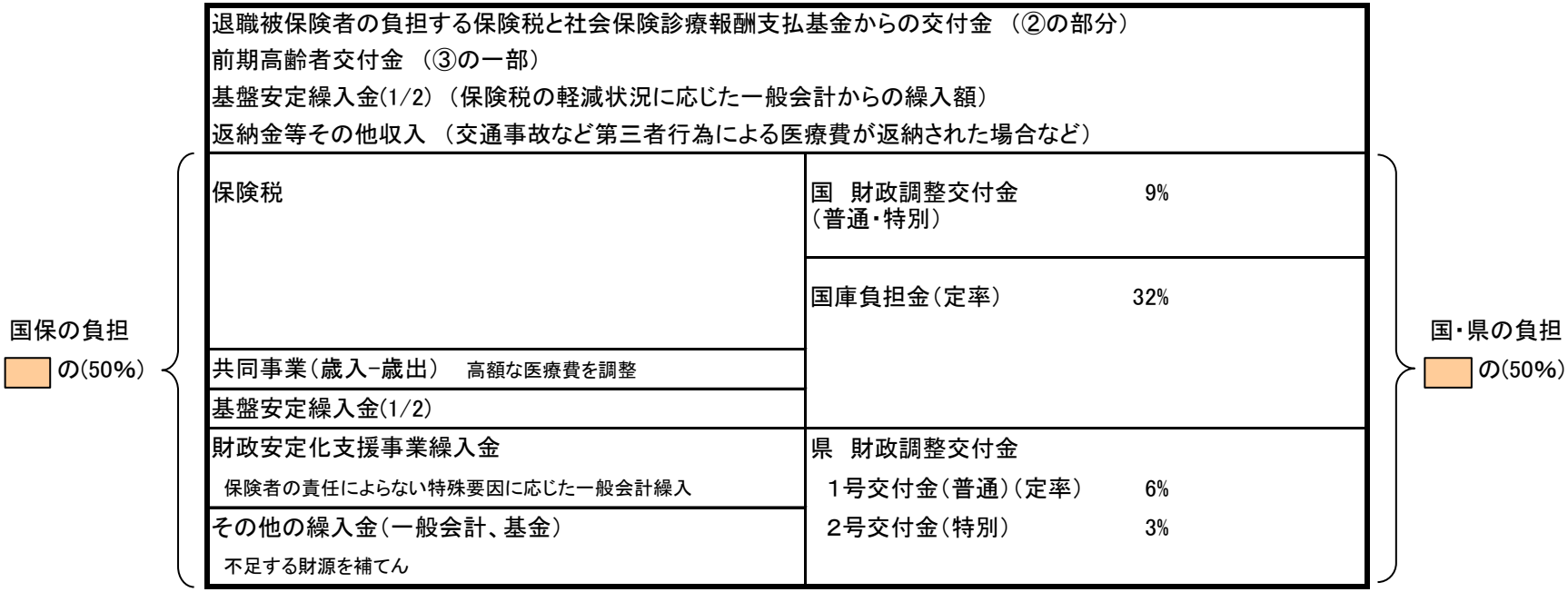

※ この図は、医療費の負担の概要を国が示しているイメージをもとに作成したものです。
※ 国の財政調整交付金と県の財政調整交付金（特別分）は、国・県の予算総額がそれぞれ9%、3%であり、実際の交付額はこのとおりではありません。